

## 令和7年8月の豪雨により宅地被害を受けたみなさまへ 《事前相談受付》

美里町では、早期の復興と被災者などの「痛みの最小化」を図るため、宅地の災害復旧にかかる費用を支援する事業を開始します。

まずは「事前相談・申請」で、対象となるかご相談ください。

この事業の利用を検討されたい人は、まずは以下の手順で事前相談・申請をお願いします。

補助率は事業費の約3分の2になります。【補助額】 = (【対象事業費】 - 50万円) × 2/3

事業費 200万円の場合 → 補助額 100万円（自己負担 100万円）

事業費 500万円の場合 → 補助額 300万円（自己負担 200万円）

事業費 1,000万円の場合 → 補助額 633.3万円（自己負担 366.7万円）

※ 総事業費の3分の1以上の自己負担が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

### STEP 1 被害状況の記録・書類の準備

・被害箇所の写真

・復旧工事の見積書（あれば）

まずは被害の状況を記録し、相談に必要な書類をご用意ください。

遠景（全体がわかるもの）と近景（被害箇所が詳しくわかるもの）を複数枚撮影してください。

すでにブルーシートなどで応急処置をしている場合も、そのまま撮影してください。

業者に見積もりを依頼している場合は、その写しを持参してください（概算で構いません）。

### STEP 2 窓口での事前相談・申請

ご用意いただいた書類を持参して、美里町役場中央庁舎総務課防災交通係へお越しください。

担当職員が被害の内容や制度の対象となるかを確認します。

#### 《受付期間》

令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）

（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

#### 《受付窓口》

美里町役場中央庁舎 総務課防災交通係

### STEP 3 現地調査

申請受付後、町の職員が現地に伺い、被害状況の確認をします。

立ち会いをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

### STEP 4 結果のご連絡

現地調査の結果をもとに、支援事業の対象となるかどうかを判定し、後日、本人へ通知します。

※対象となった場合、その後の「本申請（交付申請）」の手続きをご案内します。

⚠ 不明な点などがあれば、まずはご相談をお願いします。

#### 【お問い合わせ・ご相談】

美里町役場中央庁舎 総務課防災交通係

電話番号：0964-46-2111

